

1. 会合名	第 42 回理事会議事録
2. 日 時	2019 年 3 月 14 日（木曜日） 午後 1 時 30 分～2 時 35 分
3. 議 案	第 1 号議案 あっせん委員の再任について 第 2 号議案 運営審議委員会委員の選任について 第 3 号議案 平成 30 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について 第 4 号議案 平成 30 年度事業計画実施状況及び平成 30 年度事業会計収支実績見込みについて 第 5 号議案 平成 31 年度事業計画案及び平成 31 年度事業会計収支予算案について 第 6 号議案 その他
4. 主な内容	<p>1. あっせん委員の再任について</p> <p>あっせん委員の再任について、事務局から説明があり、これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のあっせん委員を増やすべきだと思う。社会の中でジェンダーバランスを考慮するということをしっかりやらなくてはいけない。例えば、内閣府男女共同参画審議会でも女性参画比率 3 割ということを提唱しているので、そういったことを目標に考えていただきたい。継続案件やベテラン委員の方を代え難いという事情はあると思うが、実際にあっせん申立者の 4 割程度は女性であるので、相談のしやすさといったこともある。あっせん委員の選任に関する基本的な考え方にそういうものを盛り込むとか、何か工夫をして、自主的にそういうことが進むようにしていただければと思う。 <p>2. 運営審議委員会委員の選任について</p> <p>運営審議委員会委員の選任について、事務局から説明があり、これを全員に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。</p> <p>3. 平成 30 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について</p> <p>平成 30 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について、事務局から説明が行われた。</p> <p>4. 平成 30 年度事業計画実施状況及び平成 30 年度事業会計収支実績見込みについて</p> <p>平成 30 年度事業計画実施状況及び平成 30 年度事業会計収支実績見込みについて、青木専務理事から説明があり、これを全員に諮ったところ、原案どおり承認された。</p> <p>5. 平成 31 年度事業計画案及び平成 31 年度事業会計収支予算案について</p> <p>平成 31 年度事業計画案及び平成 31 年度事業会計収支予算案について、青木専務</p>

理事から説明があり、これを全員に諮ったところ、原案どおり承認された。

6. その他

事務局から、親族からの不満を証券会社に伝達することについて説明が行われた。

【主な意見等】

- ・ 親族と本人とが完全に信頼関係があって、何の問題がなければ証券会社に伝えることには問題はないが、本人の意向と異なる場合に問題になる可能性がある。
- ・ 高齢化時代の金融サービスのあり方の中で、適合性に合っていない勧誘が行われているのではないかと、あるいは本人が十分理解できていない取引をさせているのではないかとという問題が非常に起こりやすいということが言われている。これはグローバルスタンダードとして、家族、親族の人にアクセスポイントを証券会社のほうから設けて、親族のセカンドオピニオンのものがある程度得るとするのがいい方法ではないかとされている。FINMACにただ情報を溜めておくだけではなく、親族から見たら適合性の問題やリスク特性を十分わかっていないのではないかとというような意見、見方を吸い上げる必要があるということを業者として求められている。
- ・ 証券会社の業務の改善には積極的に応援をしたいが、それがどの辺かということが問題になる。積極論と消極論がある中、試験的に始めるという事務局の考え方は理解できる。
- ・ 確かに保護すべき投資家について必要な情報を提供するということは大切である。一方で、内心における一致が保証されていない方の情報を鵜呑みにして、右から左に証券会社に伝達すると、証券会社によっては、そういう情報がわかった途端に取引を停止してしまい、本人に不利益が及ぶ可能性がある。また、第三者からの情報を証券会社に提供することになるので、本人との関係で新たなトラブルが発生する可能性もある。そういったトラブルが起きないようにしつつ、真に投資家保護に資するにはどうすればいいだろうかとということで、試行という形で親族の不満を証券会社に伝達することをさせていただく。その結果を踏まえて、さらに今後適切なものを考えたい。

以 上